

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省令)

○診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令  
(文部科学・厚生労働一)

○診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一八)  
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

### (告示)

○介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件  
(厚生労働二二)

○飲食店営業(めん類)の振興指針の全部を改正する件(同一三)

○旅館業の振興指針の全部を改正する件(同一四)

○浴場業の振興指針の全部を改正する件(同一五)

○道路に関する件

(東北地方整備局一七)

○道路に関する件

(北陸地方整備局一五、一六)

一 二 三 四 五 六 七

○道路に関する件  
(中部地方整備局二二、二二三)  
○道路に関する件  
(中国地方整備局一一)

### (公告)

諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、日本放送協会防災業務計画の修正要旨の公表、土地家屋調査士名簿登録等関係  
地方公共団体  
解散命令、行旅死亡人、押収物還付関係  
会社その他  
会社決算公告

会社決算公告

一四

一五

一六

一七

## 省令

## 令

○文部科学省令第一号  
診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第七条及び臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第十条の規定に基づき、診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年二月十二日  
文部科学大臣 下村 博文  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部改正  
令  
第一条 診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和二十六年 文部省令第四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
科学的思考の基礎 人間と生活		十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	十三 十八
専門分野	診療画像技術学 核医学検査技術学 放射線治療技術学 医用画像情報学 放射線安全管理学 医療安全管理学 臨床実習	十七 六 六 六 六 一 四
合計		九十五

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しくは看護師養成所、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号)第十一条第一号若しくは第二号の規定に

二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為

三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

(臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)

十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

附則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の二第二項及び第六十九条の十並びに介護保険法施行令第三十七条の十五第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十二日

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第百十三条の二中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に改め、「又は第四号の期間が通算して十年以上であること」を削り、同条第二号中「次号において「相談援助の業務」をいう。」を削り、同号イ中「(次号において「老人福祉施設」という。)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設(同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。)、及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六十六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十五条の二第三項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。))を削り、同号ロ中「老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十五条第一項に規定する障害者福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十五項に規定する共同生活援助に限る。))を「特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十五条第十六項に規定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第百十三条の二第一項第一号中「生年月日及び住所」を「及び生年月日」に改める。

第百十三条の二第三項一項中「又は住所」を削る。

第百四十条の六十六第一号イ(3)中「第百四十条の六十八第一項」を「第百四十条の六十八第一項第一号」に改め、「修了した者」の下に「であって、当該研修又は同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

第百四十条の六十八第一項中「(以下「主任介護支援専門員研修」という。))を削り、「目的とし、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象とし行われる研修とする。」を「目的として行われる次に掲げる研修とする。」に改め、同項に次の二号を加える。

一 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修(以下この条において「主任介護支援専門員研修」という。)

二 主任介護支援専門員を対象として行われる研修(以下この条において「主任介護支援専門員更新研修」という。)

第百四十条の六十八第二項中「主任介護支援専門員研修」の下に「及び主任介護支援専門員研修」を加え、同条に次の一項を加える。

3 主任介護支援専門員更新研修を受けた主任介護支援専門員は、更新研修を受けた者とみなす。

第百七十条第一項中「身体障害者福祉法」の下に「昭和二十四年法律第百八十三号」を加え、同条第二項第一号中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同項第七号中「知的障害者福祉法」の下に「昭和三十五年法律第三十七号」を加える。

様式第十号(表面)中「~~様式第十号~~」を「~~様式第十号~~」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第百十三条の二第一項第一号の改正規定、第百十三条の二第三項一項の改正規定、様式第十号の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十七年四月一日から、第百四十条の六十六第一号イ(3)の改正規定、第百四十条の六十八の改正規定及び附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の前に、この省令による改正前の介護保険法施行規則(以下「旧規則」という。))第百十三条の二第二号イ若しくはロ若しくは第三号イ若しくはロに掲げる者又は第四号に規定する者であったもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号)第二十九条第三項から第六項までの規定又は地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第二百二十四号)附則第七条の規定によりこれらの者とみなされた者を含む。))についての旧規則第百十三条の二の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

第三条 平成二十五年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの省令による改正後の介護保険法施行規則(以下「新規則」という。))第百四十条の六十六第一号イ(3)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中「当該研修又は同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して五年を超えない期間」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時

読み替える字句

平成二十三年年度までに修了した者

平成三十一年三月三十一日までに及び同日以降五年を超えない期間(こと)

平成二十四年度及び平成二十五年年度に修了した者

平成三十三年三月三十一日までに及び同日以降五年を超えない期間(こと)

第四条 介護支援専門員証の様式については、旧規則の様式第十号による介護支援専門員証は、当分の間、新規則の様式第十号による介護支援専門員証によるものとみなす。

告 示

○厚生労働省告示第二十二号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の十五第二項の規定に基づき、介護保  
険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告  
示第二百六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十七年二月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

本則中「第四百四十条の六十八」を「第四百四十条の六十八第一項第一号」に改め、本則を本則第一号  
とし、本則に次の一号を加える。

二 主任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第四百四十条の六十八第一項第二号に規定す  
る主任介護支援専門員更新研修をいう)は、介護支援専門員に対する支援の方法に関する専門的  
知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の主任介護支援専門員とし  
て必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとし、次の表に定める課程  
により行われるものとする。

区分	科	目	時間数
	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向		四
講義及び演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(一) リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例		六
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(二) 看取り等における看護サービスの活用に関する事例		六
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(三) 認知症に関する事例		六
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(四) 入退院時等における医療との連携に関する事例		六
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(五) 家族への支援の視点が必要な事例		六
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(六) 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例		六
	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(七) 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等) の活用に関する事例		六

(注) 修了評価を実施すること。

○厚生労働省告示第二十三号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)第五十  
六条の二第一項の規定に基づき、飲食店営業(めん類)の振興指針(平成二十二年厚生労働省告示第  
七十七号)の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年二月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

飲食店営業(めん類)の振興指針

めん類飲食店営業(主としてめん類(中華そばを除く。)を扱う飲食店営業をいう。以下同じ。)の営  
業者(以下「営業者」という。)が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の衛生規制に的確に対処  
しつつ、現下の諸課題にも適切に対処し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資す  
るものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下  
「生衛法」という。)第55条の2第1項に基づき、めん類飲食店営業の振興指針を定めてきたところ  
であるが、今後、営業者及び生活衛生同業組合(生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。)等  
の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に関するよう、実践的かつ戦略的な指  
針として全部改正を行った。

今後、営業者及び組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生  
上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を  
改定するものとする。

第一 めん類飲食店営業を取り巻く状況

めん類飲食店営業は、伝統的な飲食業として古くから親しまれるとともに、国民の食生活に密  
接に関連し、日常生活の充実と日本の食文化に大きく貢献してきた。  
しかし、近年、経済状況についての先行き不透明感、消費者の食生活の多様化及び嗜好の変化、  
コンビニエンスストア、弁当チェーン店等のいわゆる中食産業及びうどん類の大規模チェーン店、  
フーズトワード、ファミリーレストランに代表される外食産業の増加並びにそれらのメニュー  
の低価格化による競争の激化など、めん類飲食店営業を取り巻く経営環境は大きく変化している。

めん類飲食店営業の平成24年の事業所数は31,869事業所、従業者数は218,162人、売上高は  
602.99百万円(総務省「平成24年経済センサス一活動調査」による。)、平成21年と比較して、  
事業所数は、1.123事業所の減、従業者数は2.137人の減となっている(総務省「平成21年経済セ  
ンサス一基礎調査」による。)。また、従業者数5人未満の零細事業所が58.8%で、経営者の年齢  
が60歳から69歳の割合が36.9%、経営者の年齢が70歳以上の割合が22.0%で、経営者の年齢が60  
歳以上の割合が58.9%となっている(厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。)  
経営上の問題点(複数回答)としては、「客数の減少」を最も多く挙げており、次に多い問題点  
としては、「材料費の上昇」、「施設・設備の老朽化」、「光熱費の上昇」等となっている(厚生労働省  
「生活衛生関係営業経営実態調査」による。)

また、めん類飲食店営業における出前の実施状況は、立ち食いそば・うどん店を除いた営業者  
の55.9%が実施となっている(厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。)  
消費動向

平成25年の1世帯当たり(2人以上の世帯)の一般外食支出は154,533円で、前年比8,174円の  
増加であった。そのうち「そば・うどん店」については、5,734円で、前年比461円の増加であつ  
た(総務省「家計調査報告」による。)

また、平成25年の飲食店営業の市場規模は128,473億円で、前年比3.0%の増加となつているが、  
そのうち「そば・うどん店」(立ち食いそば・うどん店を含む)については、11,474億円で、前年  
比7.1%の増加となつている(公法財団法人食の安全・安心財団「食生活調査研究センター」  
「平成25年外食産業市場規模推計」による。)

三 営業者の考え(今後の経営方針)

営業者の考える今後の経営方針(複数回答)としては、「食事メニューの工夫」48.2%、「接客サー  
ビスの充実」27.4%、「価格の見直し」17.4%、「広告・宣伝等の強化」15.9%となつている(厚生  
労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。)